

事業所税更正請求書の記載について

- 1 この請求書は、事業所税について、地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用し、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市長に1通提出してください。
- 2 「※処理事項」欄は記載する必要がありません。
- 3 「住所・所在地」の欄は、個人にあってはその住所を、法人にあっては本店の所在地を記載してください。
- 4 「資産割」欄、「従業者割」欄及び「事業所税額」欄には、各項目に該当する事業所床面積又は従業者給与総額並びに課税標準及びこれから計算される税額を記載してください。
- 5 「課税標準となる従業者給与総額 ⑭」の欄に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 6 「事業所税額 ⑯」の欄に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する書類を添付してください（図面等の資料があれば併せて添付してください）。
- 8 更正の請求後の内容を記載した事業所税申告書第44号様式別表1から4を記載し添付してください（別表2から4については、該当があるもののみになります）。
- 9 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」の欄には、この更正の請求により還付が生じた場合、口座振込により還付しますので、還付を受けようとする金融機関名、支店名、口座の種類及び口座番号を記載してください。